新型コロナウィルス感染者に係る「みなし入院」の取扱い変更について

グループ保険制度の保険金請求に係る標記の件について、令和5年5月8日以降下 記のとおり取扱い変更となります。

新型コロナウイルス感染症に係る「みなし入院」の特別取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類については、本年5月8日から季 節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することが予定されています。

これに伴い、新型コロナウィルス感染症と医師から診断され、医師や保健所の判 断により宿泊療養、自宅療養を行った場合の入院給付金等の取扱い(「みなし入院」 の取扱い) について、医師による診断年月日によって以下の取扱いとする旨引受保 険会社より通知がありましたのでご連絡いたします。

「みなし入院」の取扱い ○…保険金支払請求可 メ… 〃 不可

	新型コロナウィルス感染症の 診断年月日		
	2022年9月25日	2022年9月26日	2023年5月8日
	以前	~2023年5月7日	以降
重症化リスクが高		<	~
い方※に非該当		^	^
重症化リスクが高)	~
い方※に該当	O	O	^

- 「重症化リスクが高い方」とは、以下の4類型に該当する方となります。 **※**
 - 65歳以上の方
 - ・入院を要する方
 - ・重症化リスクがあり、新型コロナウィルス治療薬の投与または新たに酸素 投与が必要と医師が判断する方
 - ・妊婦の方
- 対象となる保険の種類

きずな医療、きずな医療プラス、医療充実コース(生保部分)

引受保険会社:明治安田生命保険(相)

新‧団体医療保険、所得補償保険

引受保険会社:損害保険ジャパン(株)

※ 妊娠・分娩・産褥期間中にコロナと診断された方については、医療充実コース (損保部分)でも対象となる可能性があります。詳細は当ホームページ掲載の 「新型コロナウイルス感染症に係る医療充実コース(損保部分)の保険請求につ いてのお知らせ」をご確認いただくか、京都共済サービスまでお問合せください。